

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年7月11日 03時15分ごろ
発生場所	和歌山県 ^{たいじ} 太地町 ^{とうみょう} 燈明埼北東方沖 那智勝浦鯉島灯台から真方位135° 1,070m付近 (概位 北緯33° 36.0′ 東経135° 58.2′)
事故の概要	プレジャーボート ^{エスイー} SEⅡは、北西進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年7月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート SEⅡ、9.1トン
船舶番号、船舶所有者等	292-39387 静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 推進器翼に曲損 定置網 箱網に切損、ワイヤロープの被膜に剝離
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、燃料補給の目的で、和歌山県勝浦市勝浦港に向けて約1ノットの対地速力で手動操舵により北西進中、燈明埼北東方沖に設置された定置網のワイヤロープに乗り揚げた。 船長は、燈明埼北東方沖に定置網が設置されていることを知らなかったため、灯光を認めたものの、定置網の位置を示す灯浮標の灯光であることに気付かなかった。
分析	本船は、船長が燈明埼北東方沖の定置網の設置状況を知らなかったことから、同定置網のワイヤロープに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が燈明埼北東方沖の定置網の設置状況を知らなかったため、本船が同定置網のワイヤロープに乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行予定海域の水路調査を行い、定置網の設置状況を把握しておくこと。